

Ⅱ 東京ラウンド交渉と諸協定の受諾状況

１．東京ラウンド交渉

(1) 東京ラウンド交渉（MTN）は、1973年9月のガット東京閣僚会議で採択された東京宣言に基づいて正式に開始されたが、その開始直後に「石油ショック」が発生するなど種々の困難に直面したため、なかなか進展せず、予定より大幅に遅れた。

しかし、ロンドン・サミットにおいて、1977年に東京ラウンド交渉の実質的な進展を図るとの決意表明がなされたのを受けて、交渉参加国は同年7月具体的な交渉スケジュールを決定した。

これに従って、各交渉参加国は、1978年1月中旬以降本格的な交渉に入った。この結果、1979年4月主要国間で実質的に交渉が妥結、仮署名が行われた（交渉参加国は99カ国＋EC、このうち先進国は20カ国＋EC、開発途上国は72カ国、共産圏は7カ国であつた。）。

仮署名の後にも必要に応じて、技術的調整を加えつつ協定の最終テキスト作りが行われ、「ジュネーブ議定書（1979年）」については同年7月に、その他の非関税措置協定類については同年12月に、各国による署名のために開放された。

これら東京ラウンドの交渉結果は、同年11月のガット総会において、ガット枠内における合意として承認された。

我が国については、本年4月23日に国会の承認を得て、同4月25日ガットに対してこれらを受諾する旨通報した。

(2) 東京ラウンド交渉の結果は次のとおり。

交渉事項	成果
関税引下げ交渉 1980年1月1日～ 12月31日発効 （我が国については、1980.4.25 発効、4.26実施）	各国の引下げ約束品目は「ジュネーブ議定書（1979年）及びその「補足議定書」に収録されている。
非関税措置の軽減・廃止及び国際 的規律の作成 は 1980年1月1日発効 （我が国については1980.5.25 発効） は 1981年1月1日発効 （我が国についても同様）	次の8本の協定が作成された。 補助金・相殺措置協定 ダンピング防止協定 スタンダード（規格）協定 政府調達協定 関税評価協定書 関税評価議定書 ライセンシング（輸入許可手続）協定 民間航空機協定
農業に関する交渉	(1) 多角的交渉 酪農品取極 牛肉取極 農業分野の協議の枠組み (2) 二国間交渉 例：「牛肉」、「かんきつ」の日米合意など。
熱帯産品交渉	76年中に交渉終了。先進諸国は合計約940品目の関税引下げないし特惠制度の改善等を77年初から実施。（日本は約80品目の関税引下げないし特惠制度の改善等を、77年4月1日から実施）
貿易を律する枠組みの改善	次の合意が成立した。 開発途上国に対する特別優遇措置の容認 国際収支目的でとられる貿易措置のルールと手続 開発途上国が開発目的でとる保護措置の条件・手続の緩和 協議・紛争処理手続
多角的セーフガード・システム	（合意に至らなかった）

2. 東京ラウンド交渉結果（条約案件）の概要

(1) 関税交渉の結果（「ジュネーブ議定書（1979年）」）

東京ラウンドの関税交渉の結果、ケネディ・ラウンド交渉（注1）にほぼ匹敵する関税の大幅な引下げが実現した（注2～4）。ガット事務局の試算によれば、今回の交渉で関税が引き下げられた品目の年間貿易額は、

鉱工業品 1977年 約 1,270 億ドル

農産物 1977年 約 135 億ドル

である。また鉱工業品関税の平均引下げ幅は約 1/3 であり、今後の世界貿易の拡大に貢献することが期待されている。

（注1）ケネディ・ラウンドにおける鉱工業品の平均関税引下げ幅は、約 30～35% である。

（注2）東京ラウンドの関税交渉の結果は、各国の関税譲許表を添付した「ジュネーブ議定書（1979年）」及びその「補足議定書」に収められている。

（注3）これらの議定書は、関税引下げについて、その国の譲許表に別段の定めがある場合を除き、

(1) 1980年1月1日から関税率引下げを開始する国は、毎年1月1日に総引下げ幅の $\frac{1}{8}$ ずつ引き下げ、

(2) 1980年1月2日以降同年7月1日以前に関税率引下げを開始する国は、引下げ開始日に総引下げ幅の $\frac{2}{8}$ を引下げ、その後1982年から毎年1月1日に $\frac{1}{8}$ ずつ引下げることを定めている。

（注4）我が国は、4月26日に第1回目の関税引下げ（原則として総引下げ幅の $\frac{2}{8}$ の引下げ）を行った。今後は、1982年以降毎年1月1日に、原則として総引下げ幅の $\frac{1}{8}$ ずつ引き下げることになっている。

(2) 補助金・相殺措置協定

A 目的

新協定は、補助金・相殺措置及びこれらに係る紛争解決に関し、ガットの関連規定の解釈を明らかにし、これらの規定の実施に一層の画一性及び確実性を与えることを目的とするものである。

B 相殺関税

(A) 賦課要件

相殺関税は、補助金の交付を受けた産品の輸入により輸入国の国内産業が損害（注）を受けた場合に補助金の額の範囲内で賦課することができる。

（注）「損害」とは

(a) 国内産業に対する実質的な損害

(b) そのような損害のおそれ

(c) 国内産業の確立の実質的な遅延

をいう。

(B) 遡及適用

特定の状況下にあつては相殺関税を遡及して課税することができる。

(C) 調査手続

a 相殺関税調査は、通常、影響を受けた産業からの要請に基づいて開始する。

b 調査は、原則としてその開始後1年以内に完結させる。

(D) 約束

輸出国政府から補助金の廃止又は制限等の約束を受け、又は輸出者から価格の修正を行う約束を受け、それらが実行可能と考えるときは、調査手続を停止し又は終止させる（輸出国政府が調査の完了を希望する場合を除く。）。

(E) 暫定措置

補助金が存在しており、かつ、損害についての十分な証拠があるとの仮の認定が行われ、調査の期間中に損

害が生ずることを防止することが必要な場合には、暫定措置をとることができる。

C 補助金

(A) 一次産品以外の産品（即ち鉱工業品）に対する輸出補助金

これらの補助金の交付を禁止し、その徹底を図るため該当する補助金を例示する。

(3) ダンピング防止協定

A 目的

新協定は、ガット第6条の規定によりとられるダンピング防止措置の運用につき、一層の画一性及び確実性を確保するための同条の解釈を明らかにし、その具体的適用に当たつての規則を定めるとともに、ダンピング防止措置に係る協議及び紛争解決のための手続を整備することを目的とする。

B 賦課要件

ダンピング防止税は、ダンピング輸入により国内産業が損害（注）を受けた場合にダンピング価格差の範囲内で賦課することができる。

（注）「損害」とは

(a) 国内産業に対する実質的な損害

(b) そのような損害のおそれ

(c) 国内産業の確立の実質的な遅延

をいう。

C 遡及適用

特定の状況下にあつては、ダンピング防止税を遡及して課税することができる。

D 調査手続

a ダンピング調査は、通常、影響を受けた産業からの要請に基づいて開始する。

b 調査は、原則としてその開始後1年以内に完結させる。

E 価格約束

輸出者からダンピングの及ぼす有害な影響が除去されると認められる価格の修正又はダンピング価格による輸出の停止について満足すべき自発的な約束を受けた場合には、調査手続を停止し又は終止させる（輸出者が調査の完了を希望する場合を除く。）。

F 暫定措置

ダンピングが存在しており、かつ、損害についての十分な証拠があるとの仮の認定が行われ、調査の期間中に損害が生ずることを防止することが必要な場合には、暫定措置をとることができる。

(4) スタンダード協定

A 目的

新協定は、各国の規格及び認証制度が貿易に対する不必要な障害にならないようにすることを主な目的とし、規格及び認証制度における内国民待遇及び無差別待遇の許与、情報の公表、開発途上国に対する援助、紛争解決等について定めている。

B 規格の立案、制定及び適用

(A) 貿易の障害とならないような規格の立案、制定、適用を行う。

(B) 規格を制定する際は、国際規格に準拠する。

(C) 国際規格がない場合で国際貿易に著しい影響を及ぼすおそれのある規格を制定する際は事前公告を行う。

(D) 規格を公表する。

C 検査

(A) 検査条件、手続等について内国民待遇及び無差別待遇を許与する。

(B) 可能な場合、外国の機関による検査結果等を受け入れる。

D 認証制度の作成及び適用

(A) 貿易の障害とならないように認証制度の立案及び作成を行う。

(B) 認証制度の証票受領について内国民待遇を許与する。

(C) 認証制度を制定する場合は、事前公告、ガット通報及び関係者との討議を行う。

(D) 認証制度の規則を公表する。

E 情報提供及び技術援助

(A) 情報を提供する照会所を設置する。

(B) 他の国、特に開発途上国に対し、規格及び認証制度に関する助言或いは相互に合意する条件による技術援助等を行う。

F 開発途上国

一定期間、協定上の義務の全部或いは一部の免除等を認める。

(5) 政府調達協定

A 適用範囲

附属書に掲げられている機関による製品の調達契約であつて 15 万 S D R (55 . 6 . 5 現在約 4,400 万円) 以上の価額のものに適用される。ただし、役務の調達に関する契約については適用されない。

(参考) 我が国では中央省庁 , 3 公社 , 2 銀行 , 10 公庫が対象となる。

B 内国民待遇及び無差別待遇

他の締約国からの産品及び供給者に対して内国民待遇及び無差別待遇を与える。

C 開発途上国に対する特別のかつ異なる待遇

先進締約国は、開発途上締約国に対し、適当と認める技術援助を与える。また、開発途上国のための情報センターを設置する。

D 入札の手續

原即として一般競争入札又は指名競争入札による。

随意契約によることができるのは、

(A) 競争入札に応ずる入札がない場合

(B) 特許権など排他的権利の保護との関連を有する産品の場合

(c) 極めて緊急な理由による場合

など例外的な場合に限られる。

E 政府調達に関する委員会の設置と紛争処理手續

F 協定の適用除外

締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置、公衆の道徳、公の秩序、公共の安全及び人の生命の保護のために必要な措置をとることを妨げない。

(6) 関税評価協定

A 評価方法

課税価額は、基本的には、売手と買手との間の「取引価額」とし、適用上の優先順位を次のように定める。

(A) 輸入貨物の取引価額

(B) 同種貨物の取引価額

(c) 類似貨物の取引価額

(D) 輸入後の販売価額から利潤及び諸経費を控除した価額

(E) 生産費に利潤及び諸経費を積上げた価額

(なお、輸入者の要請があれば(D)と(E)の適用順位は逆転する。)

(F) (A)から(E)までの評価方法で課税価額が決定できない場合は、本協定及びガット第 7 条に合致する合理的な手段を用いて、かつ、輸入国で入手できる資料を基礎として課税価額を決定する (但し、米国の A S P , 402 a 条等協定で排除される評価方法は採用できない。) 。

(注) $\boxed{\text{取引価額}} = \boxed{\text{現実に支払われた又は支払われるべき価額}} + \boxed{18\text{条補正}} \boxed{\text{現実に支払われた又は支払われるべき価額}}$

輸入貨物について買手が売手に対して、又は、売手のために行う全ての支払い。

支払いは直接であると、間接であるとを問わない。

間接の支払いの例としては、売手の債務の全部又は一部を買手が肩代りする場合が挙げられる。

8 条の補正項目

販売手数料，仲介手数料，容器の費用，ロイヤリティ、ライセンス料等（限定列举）

B C I F 価額と F O B 価額

C I F 価額と F O B 価額のいずれを選択するかは，各国の国内法令に委ねられている。

C 特殊関係者間の取引の取扱い

輸入貨物の売手と買手が特殊関係（両者が相互にそれぞれの事業の取締役その他の役員となつている場合等）にあるという理由だけでその取引価額を否認することはできない。すなわち，特殊関係が輸入貨物の価格に影響を及ぼしていないと関税当局が認めた場合又は輸入貨物の取引価額が検証価額（注）に近似していることを輸入者が立証した場合には，当該輸入貨物の取引価額が課税価額とされる。

他方，当該特殊関係が輸入貨物の価格に影響を及ぼしていると関税当局が認めた場合でかつ取引価額が検証価額に近似していることを輸入者が立証できなかつた場合又は輸入者が検証を申し出なかつた場合は，当該輸入貨物の取引価額を課税価額とせず，同種貨物の取引価額以下の順位の方法を用いる。

（注）検証価額

同種貨物又は類似貨物の取引価額

逆算方式により決定された同種貨物又は類似貨物の課税価額

積算価額方式により決定された同種貨物又は類似貨物の課税価額

上記の検証価額はいずれも最近時点で税関をパスした課税価額である。

D 機 構

コードの公正な運用を図るため次の委員会を設置する。

(A) この協定の実施又は目的の達成に影響を及ぼす各締約国の関税評価制度の運用に関する問題について協議するための関税評価委員会（ガット）

(B) この協定の解釈及び適用の統一を技術面において確保するための技術委員会（CCC）

E 紛争処理手続

F 開発途上国のための特別かつ異つた取扱

(A) 開発途上国について効力を生ずる日から 5 年を超えない期間，開発途上国はこの協定の適用を遅らせることができる。更に，この協定の他の全ての規定の適用後 3 年を超えない期間，開発途上国は第 1 条 2 (b) () 及び第 6 条（いずれも生産費）の適用を遅らせることができる。

(B) 先進国は相互に合意される条件により，要請を行う開発途上国に対して技術援助を与える。

(7) 関税評価協定議定書

A 第三国の同種貨物の取引価額を検証価額として用いないこととする（協定第 1 条 2 (b) () の削除）。

B 協定の適用延期の期間（5 年）の延長を開発途上国が妥当な理由を付して要請する場合には，好意的な考慮を払う。

C 開発途上国が，禁止されている最低課税価額を合意させる条件に従いかつ過渡的な期間に限つて適用するための留保を行うことのあることを認識する。

(8) ライセンシング協定

A 目 的

新協定は輸入許可手続を簡易化し，その公正かつ衡平な運用を確保することを目的として，輸入許可手続に関する規則の運用基準，規則・輸入割当等の公表，申請手続の簡易化等について定めている。

B 一般規定

(A) 輸入許可手続の運用基準

輸入許可手続に関する規則の公正かつ衡平な運用を図る。

(B) 輸入許可手続に関する規則の公表

輸入許可手続に関する規則，対象産品等を公表する。

(1980 . 8 . 20 現在)

交渉参加国	ガット加盟国	東京ラウンド関係諸協定									交渉参加国	ガット加盟国	東京ラウンド関係諸協定								
		ジュネーブ補足議定書	ダンピング防止協定	補助金・相殺措置協定	関税評価協定	関税評価協議定書	スタンダード協定	ライセンシング協定	民間航空機協定	政府調達協定			ジュネーブ補足議定書	ダンピング防止協定	補助金・相殺措置協定	関税評価協定	関税評価協議定書	スタンダード協定	ライセンシング協定	民間航空機協定	政府調達協定
アルジェリア											アイルランド	○	○					○	○		
アルゼンチン	○	○									イタリア	○	○					○			
オーストラリア	○		○						○	○	ルクセンブルグ	○	○					○			
オーストリア	○	○		○	○					○	オランダ	○	○								
バングラデシュ	○										英国	○	○								
ベナ	○										フィンランド	○	○		○	○		○			
ボリビア											ガボン	○									
ボツワナ											ガーナ	○									
ブラジル	○		○	○					○		ギリシャ	○									
ブルガリア											ガテマラ										
ビルマ	○										ハイチ	○									
ブルンディ	○										ホンジュラス										
カメルーン	○										ハンガリー	○	○		○	○	○	○			
カナダ	○		○	○					○	○	アイスランド	○	○								
チリ	○										インド	○		○	○		○				
コロンビア											インドネシア	○		○							
コンゴ	○										イラン										
コスタ・リカ											イラク										
キューバ	○										イスラエル	○									
チェコスロバキア	○	○		○							象牙海岸	○									
ドミニカ	○		○								ジャマイカ	○	○								
エクアドル											日本	○	○		○	○	○	○	○		
エジプト	○										ケニア	○			○	○					
エル・サルバドル											大韓民国	○			○						
エチオピア											マダガスカル	○									
E C	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	馬拉ウイ	○									
ベルギー	○										マレイシア	○		○							
デンマーク	○										マリタ										
フランス	○	○							○	○	マルタ	○									
西ドイツ	○								○	○	モーリシャス	○									

交渉参加国	ガット加盟国	東京ラウンド関係諸協定									交渉参加国	ガット加盟国	東京ラウンド関係諸協定																				
		ジュネーブ補足議定書	ジュネーブ補足議定書	ダンピング防止協定	補助金・相殺措置協定	関税評価協定	関税評価協定書	スタンダード協定	ライセンスシグ協定	民間航空機協定			政府調達協定	ジュネーブ補足議定書	ジュネーブ補足議定書	ダンピング防止協定	補助金・相殺措置協定	関税評価協定	関税評価協定書	スタンダード協定	ライセンスシグ協定	民間航空機協定	政府調達協定										
メキシコ	○	○							○	○	トルコ	○																					
ニュー・ジーランド	○	○							○	○	ウガンダ	○																					
ニカラグア	○										米国	○	○		○	○			○	○	○												
ナイジェリア	○										ウルグアイ	○		○		○																	
ノールウェー	○	○		○	○				○	○	ベネズエラ																						
パキスタン	○				○						ベトナム																						
パナマ											イエーメン																						
パプア・ニューギニア											ユーゴスラビア	○																					
パラグアイ											ザンビア	○																					
ペルー	○	○		○							ザンビア	○																					
フィリピン	○										合計 99 カ国と E C																						
ポーランド	○										うち、																						
ポルトガル	○										ガット加盟国	71		28 カ国と E C (6 カ国)	16 カ国と E C (8 カ国)	15 カ国と E C (3 カ国)	15 カ国と E C (2 カ国)	13 カ国と E C (9 カ国)	12 カ国と E C (9 カ国)	24 カ国と E C (7 カ国)	17 カ国と E C (3 カ国)	17 カ国と E C (5 カ国)	(7 カ国と E C)										
ルーマニア	○	○		○		○	○		○	○	ガット仮加盟国	2																					
セネガル	○										ガット非加盟国	26																					
シンガポール	○	○							○		() 内は、批准等を条件とした署名国数を示す。																						
ソマリア											(ガット加盟非) (交渉参加国)																						
南アフリカ	○	○							○		バルバドス	○																					
スペイン	○										中央アフリカ	○																					
スリランカ	○										チャド	○																					
スーダン											サイプラ	○																					
スワジランド											ガンビア	○																					
スウェーデン	○	○		○	○			○	○	○	クウェート	○																					
スイス	○	○		○	○	○		○	○	○	モーリタニア	○																					
タソザニア	○										ニジェール	○																					
タイ											ローデシア	○																					
トーゴ	○										ルワンダ	○																					
トンガ											シエラ・レオーネ	○																					
トリニダッド・トバコ	○										スリナム	○																					
チュニジア											上ボルタ	○																					

(注) 1. 「ガット加盟国」欄の ○ は仮加盟国，○ は加盟国であることを示す。

2. 「東京ラウンド関係諸協定」欄の ○ は受諾国，○ は批准等を条件とした署名国を示す。

(C) 申請手続を簡易化する。

C 自動輸入許可（申請に対して制限なしに許可が与えられるもの）

(A) 輸入制限的效果を持つ方法による運用を禁止する。

(B) 申請は、通関前であれば随時可能とし、許可は、申請受理後 10 日以内に与える。

D 非自動輸入許可（輸入制限品目を対象とするもの）

(A) 輸入許可証の発給状況、供給国間の許可の分配状況等について、情報の提供を行う。

(B) 輸入に割当ての総量、割当の開始日等を公表する。

E 開発途上国

自動輸入許可に関する申請書の提出時期等に関する規定の適用を 2 年間延期する。

(9) 民間航空機協定

A 目的

関税を撤廃すること及び非関税措置について可能な限り貿易制限的效果を撤廃することにより、民間航空機、同部品の世界貿易の最大限の自由化を達成すること、民間航空機産業の技術開発を促進すること（ただし、民間航空機に対する政府助成それ自体は、貿易阻害とみなされない）等が掲げられている。

B 適用範囲

民間航空機、エンジン及びその他の部分品、フライト・シュミレーター等（具体的品目は、協定付属書に列挙されている。）

C 関税の撤廃

本協定が効力を生ずる日までに、関税を撤廃する。

D なお、本協定においては、輸入品が民間航空機の製造、修理等に用いられるか否かを確認するために、いわゆる end - use system を採用することが認められている（この system の具体的方法は各国の法制にゆだねられており我が国においては、関税定率法第 15 条の特定用途免税に関する政令改正を行つている。）。

E 買入れへの不介入

民間航空機の購入者は供給者を自由に選択でき、政府はこれに介入しない。

F 政府助成・輸出信用等の軽減、撤廃

補助金 / 相殺措置に関する協定を民間航空機の貿易に適用することとし、政府助成が貿易上の不利な影響をもたらさぬよう努める。ただし、この場合、民間航空機産業に対して広範な助成が行われていること等、この分野の事情を参酌する。

（関税局国際第一課）